

店舗で創業を目指す起業家を支援する千葉市商業者創業支援事業を12月から開始します！

千葉市では、次世代の商業の担い手を育成するため、店舗において創業を志す起業家（本市が指定する特定創業支援事業の支援を受けた証明書を受領した事業者に限る）に対する創業支援を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・概要

店舗での創業を志す小売業及び飲食サービス業の創業者へ、創業期の資金面の支援を行い、事業を開始しやすい環境を構築することにより、次世代の商業の担い手を育成するため、賃料補助及び改修費補助を実施します。

2 事業名称

千葉市商業者創業支援事業

3 補助対象

(1) 補助対象業種

小売業及び飲食サービス業

(2) 補助対象事業（次に定める全ての要件に該当する事業）

ア 補助対象の店舗を事業活動の本拠とし、交付申請を行った日の属する会計年度の3月31日までに開店し、交付申請時に提出する事業計画と同規模以上の事業を継続する具体的な事業計画を有すること。

イ 法人を設立する者は、千葉市内に本店を登記すること。

ウ 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業すること。

エ 資格や許認可が必要な事業を行う場合、開業までに当該資格等を取得する見込みを有すること。

オ 一般消費者（最終消費者）を対象とした事業として、実店舗で販売やサービス提供を行い、売上額全体に占める店舗販売の売上額が、他のいずれの収入よりも最も多いこと。

カ フランチャイズチェーンの店舗でないこと。

キ 営業中の店舗の移転、支店等でないこと。

ク 既に個人事業主である状況で、「新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合」や「個人事業主として追加で新たな事業を開始する場合」等でないこと。

ケ 大規模小売店舗及び同規模の大型商業施設内のテナントでないこと。

(3) 補助対象地域（次のいずれかの地域）

ア 千葉市中心市街地活性化基本計画（平成19年8月27日付府中活第26号内閣総理大臣認定）に中心市街地として定める地域

イ 市内の商店街

ウ 市内の商店街と同規模程度の商業集積がみられる地域

(4) 補助対象経費

ア 店舗の専有部分に係る経費で交付決定日以降に補助事業者が支払う賃借料等及び改修費等の経費

イ アの店舗の賃借料等及び改修費等に要する経費に対して、国、地方公共団体及びその他これらに類する機関から補助金その他の給付がある場合は、当該補助金その他の給付額を控除した額を補助対象経費とします。

(5) 補助対象期間

ア 賃借料

補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日まで。

（通算3年を限度）

イ 改修費

補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日まで。

(6) 補助対象経費限度額

ア 賃借料

20万円(月額)

※2年目以降は、初年度の補助対象経費を上限とする。

イ 改修費

200万円

(7) 補助率

ア 賃借料

補助開始日から1年目は2分の1

補助開始日から2年目は3分の1

補助開始日から3年目は4分の1

イ 改修費等

2分の1

(8) 補助金限度額

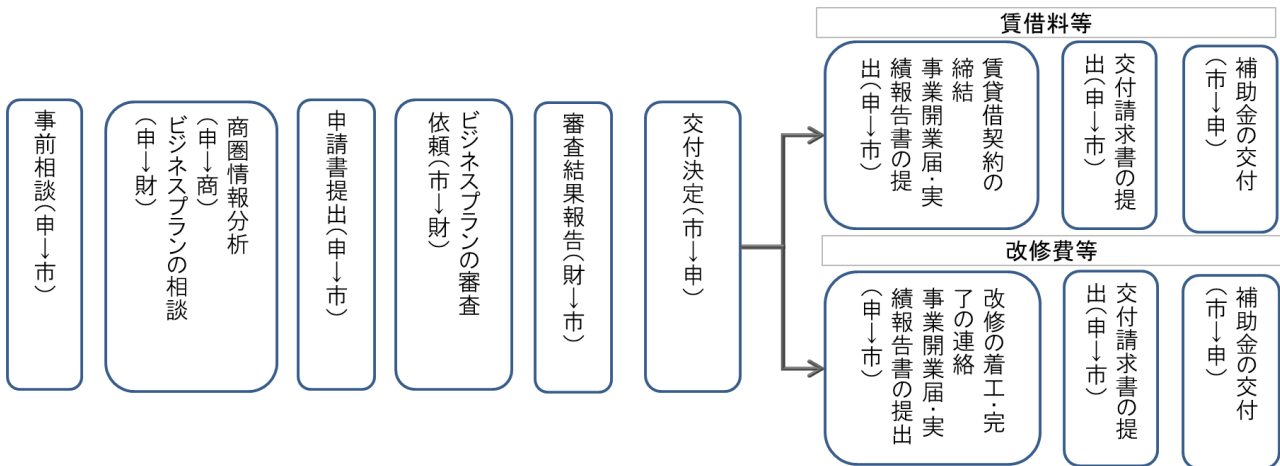
ア 賃借料

10万円(月額)

イ 改修費

100万円(1件)

4 申請手続き



※次年度以降は、

①賃借料等の補助金申請者は、4月末日までに、補助金交付申請書を提出。

②産業支援課は、財団から提出された「事業支援実績報告書」及び補助申請者より前年度に提出された「事業実績報告書」を参考とし、当該年度の補助金交付の適否を決定。

5 申請受付開始日

平成29年12月1日(金)

※約1ヶ月間の公募期間内に補助申請のあったビジネスプランを審査します。

※交付予定額が本年度の市予算額に達した時点で、受付けを終了します。

《参考》

※特定創業支援事業

産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村及び創業支援事業者が連携して実施し、国が認定する創業支援事業計画のうち、特に「経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を学べる継続的な支援を行う事業」。

※千葉県及び創業支援事業者が連携して実施している特定創業支援事業

- ①インキュベーション事業(千葉市)
- ②創業者研修(千葉市)
- ③オープンスペース型起業家支援事業(公益財団法人 千葉市産業振興財団)
- ④経営力強化講座(公益財団法人 千葉市産業振興財団)
- ⑤創業スクール(千葉商工会議所)
- ⑥創業スクール(千葉県信用保証協会)